

貸付金利の見直しについて

1. 漁業共済団体に対する貸付金利については、市中金利の動向をより弾力的に反映させるため、「全銀協日本円 TIBOR レート+0.35%」と設定している。これは、貸付原資の民間金融機関からの一部借入れが相当規模で継続することを見込み、信用基金の貸付金利収入を借入コストが上回ることにならないよう考慮したものである。
2. 日本銀行が令和 6 年 3 月にマイナス金利政策を解除し、同年 7 月に政策金利を引き上げたこと等に伴い、借入金利が上昇傾向となっている。一方、貸付金利の基礎となる「全銀協日本円 TIBOR レート」も上昇していることから、現時点で、借入金利が貸付金利を上回る状況に至っていないものの、今後の借入金利と貸付金利のバランスの推移を注視する必要がある。
3. このような状況の中ではあるが、貸付金利の水準についての検討を行ったところ、0.10%程度の引下げが可能との判断に至ったことから、貸付金利を「全銀協日本円 TIBOR レート+0.25%」に変更し、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとした。

参考：令和 6 年 12 月末現在の全銀協日本円 TIBOR レートによる貸付利率（年%）

年利率/貸付期間	1 月以内	1 月超 3 月以内	3 月超 6 月以内	6 月超 1 年以内
現行	0.769	0.970	0.983	1.004
見直し後	0.669	0.870	0.883	0.904

4. 今後の市中金利の動向等によっては、更なる貸付金利の見直しの検討が必要となる可能性もあるが、貸付金利を見直した場合には、運営委員会において報告する。

以上